

# 「家族に負担押しつけているだけ」

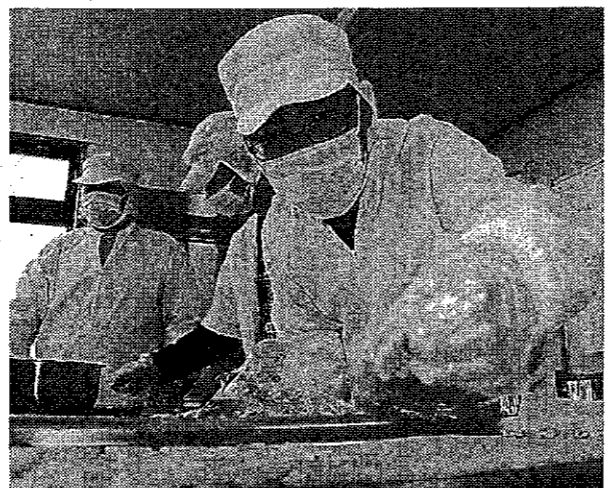
職場の利用料をとりられるなんて……。かつて炭鉱の街として栄えた福岡県田川市。障害者が働く授産施設「第2つくしの里」に通う平島龍磨さん(41)は、十数人の仲間とクッキーやパンを焼いて働きながら、やりきれない気持ちを抑えきれない。

「利用料」は、働き始めた07年春、毎月7500円だった。今は減免措置で1500円だが、月収はわずか9千円。06年度に施行された「障害者自立支援法」に基づき、福祉サービスの原則1割を自己負担することになって「利用料」が発生した。自立支援法では食費も自己負担になり、これが毎月6600円。月収は消えてしまう。

## 公貧社会

支え合いを求め

### 厚労省の罪⑤



クッキーを作る平島龍磨さん。施設利用に伴う費用の原則1割が自己負担になる。福岡県田川市、清井写す

## 職場に「利用料」消える月収

0円。月収は消えてしまう。高校卒業後、金属加工会社などで働いていたが、35歳の秋に突然、眼球の上下振動が止まらないうつ病に見舞われた。「まるで受信状態の悪いテレビ画像だった」。1年後、小脳の萎縮で平衡感覚や運動機能が衰える進行性の難病と分かった。原因はわからず、治療法も確立していない。

運転免許は手放した。自宅から「つくしの里」まで、ゆっくりに乗れる自転車40分ほどかかる。平日は定時の朝10時より1時間早く出勤し、1日1000円の早出手当をもらう。

障害者の自己負担はもともと、所得(負担能力)に応じた「応能負担」だった。これが自立支援法で「受益(利用したサービス)に応じた負担」という「応益負担」に変わり、負担率は1割に決められた。

平島さんは障害の程度がまだ軽く、障害基礎年金がない。昨年から施設近くの布団工場で実習を始め、1日2100円の工賃が入るようになった。それでも生活は両親頼みだ。交通費を節約しようと自転車3時間かけて通院することもある。

平島さん、秋山さんら障害者とその家族30人は昨年10月末、「原則1割の自己負担を求める障害者自立支援法は、憲法の『法の下の平等』に反する」として、全国8地裁に一斉提訴した。障害者の反発や世論の批判を受け、与党は先月、自立支援法見直しのプロジェクトチームで、サービス利用額の1割を自己負担とする「応益負担」を撤回する方針を打ち出した。

なぜ、迷走したのか。関係者の話から、予算不足に直面した厚労省内で、安定財源を確保しようとして、役所の「技術論」が先行した経緯が浮かび上がる。

## まず財源確保ありき

低体重児で生まれた拓生さんは重い脳性まひにかけ、四肢不自由と知的障害を抱える最重度の障害者だ。

拓生さんは月に約8万3千円の障害基礎年金を受け取っているが、施設入所に伴う1割負担と食費、光熱費の負担は6万円を超える。入所者の手元には2万5千円を残す減免措置があり、実際の負担額は6万円弱になるが、自立支援法前の3万数千円から大きく増えた。残りも医療の統合をせいで介護保険にならなくなった。

「財務省からカネを引き出すには、障害者にも財布を開いてもらうしかなかった。当時の厚労省幹部は振り返る。障害者福祉予算全体が「義務的経費」に認められる方向が固まった。反対はくすぶり続けた。「応益負担」の考えが示された04年10月の社会保障審議会・障害者部会で、福岡智・東大助教授(当時)は訴えた。「応益の『益』とは何か。人生の最低限のインフラを整備してほしいという要求に、サービスの応益負担という言葉は感覚的な違和感がある」

04年初め、厚労省の会議室。障害者団体の関係者らに對し、福祉部の幹部が強く迫った。「支援費制度は財政的に破綻している。介護保険との統合を真剣に考えてほしい」。構想はしかし、先送りされる。介護保険を運営する市町村、保険料の一部を負担する企業の反対に加え、与党内でも慎重論が大勢だったからだ。

安定財源がないまま、制度をどうやって「独り立ち」させるか……。障害者福祉部が出した結論が自立支援法だった。介護保険と同様に、原則1割の自己負担を求める。「要介護認定」区分に準じた「障害程度」区分を導入し、自治体ごとに差があったサービスを統一し、公平にする。制度の骨格は、将来

75年に採択された国連の障害者の権利宣言は「同年齢の市民と同じ権利」をうたった。しかし、宇代さんはむなしさしか覚えぬ。「親がいなくなったらこの子はどうなるのか。自立支援どころか、負担を家族に押しつけているだけです」

「財務省からカネを引き出すには、障害者にも財布を開いてもらうしかなかった。当時の厚労省幹部は振り返る。障害者福祉予算全体が「義務的経費」に認められる方向が固まった。反対はくすぶり続けた。「応益負担」の考えが示された04年10月の社会保障審議会・障害者部会で、福岡智・東大助教授(当時)は訴えた。「応益の『益』とは何か。人生の最低限のインフラを整備してほしいという要求に、サービスの応益負担という言葉は感覚的な違和感がある」

障害者団体の間でも意見は割れた。ある団体の幹部は「支援費制度は沈みゆく『ころ舟』。応益負担は明らかに後退だった。次の舟に乗るしかなかった。別の団体の幹部は「最後まで反対を貫いた」。国会での法案審議でも疑問が相次いだ。05年10月、自立支援法は与党の賛成多数で成立する。

新制度が始まると、負担に耐えかねた障害者が自らサービス利用を控える傾向が表れた。政府・与党は2度にわたって自己負担の軽減策を実施したが、反発は収まらなかった。

与党の自立支援法見直しプロジェクトチームで座長を務めた木村義雄衆議院議員(自民)は言う。「障害者福祉予算の義務的経費化のために様々な犠牲を払ったが、福祉の理念から外れていた部分があった」

(清井聡、増田洋一)

# 迷走 名ばかりの自立支援法

## 障害者支える理念、再度議論を

昨年末、厚労省で開かれた社会保障審議会・障害者部会をのぞいた。障害者自立支援法には「施行3年後の見直し」が盛り込まれており、それに向けた大詰めのお話だった。

利用者が費用を支払うことで、事業者と対等な関係に立つことができる。事務局を務める厚労省が作った資料に、原則1割負担の「意義」を強調するこんな一節があった。複数の委員がすぐに反論した。「そんな意見が部会で出た認識はない」「障害者や家族の意向ではなく、行政側が考えた内容じゃないの

厚労省と障害者側との負担を巡る認識のズレは全く埋まっていない、と感じた。結局、与党が1割負担の撤

己負担の見直しについては部会では結論が出ず、厚労省は動かなかった。

自立支援法には、画期的な点がいっくつかある。以前の支援費制度では対象外だった精

回を打ち出したが、実際の負担水準は減免措置後の現状を維持する方針で、障害者の反発はなお強い。

自立支援法には、画期的な点がいっくつかある。以前の支援費制度では対象外だった精

神障害を含め、身体、知的の障害の福祉を一元化した。障害者福祉の予算自体は増えた。09年度予算案には5512億円が盛り込まれており、法施行前の05年度と比べて約1.4倍だ。

しかし、国を提訴した障害者らは、1割負担という「応益」の考え方とそれに伴う負担増に、強い違和感を感じている。「障害者が地域社会で働き、生活するのに必要な支援は、障害者が受ける『利益』ではない。費用は社会が広く負担して支えるべきだ」

自立支援法が大幅な手直しに追い込まれたのは、どこに問題があったのか。障害者福祉に詳しい岡部耕典・早大客員准教授は「福祉サービスに

おける応益負担の意義や是非について、きちんとした議論や合意形成がなされたことがない」点をあげる。審議会でも議論を唱え続けた東大の福岡智氏も「障害者や関係者が、真の意味では法律作りに参画しておらず、むしろ排除されている。この構造が最大の問題」と指摘する。

障害者とその家族には「親が亡くなった後、独りで生き残る社会をどう実現していくのか。議論を仕切り直す第一歩として、福祉を支える

